

健診対象者一覧について

毎年3月下旬に事業所あてに発送している「生活習慣病予防健診のご案内」には、補助の対象者を表にした健診対象者一覧を同封しております。

健診機関によっては FAX による予約受付の場合もございますのでご利用ください。

必要に応じてコピーができるよう、健診対象者一覧は保管をお願いいたします。

(協会けんぽへ提出する必要はありません。)

コピーが難しい場合は、健診機関に所定の予約様式がないかお問い合わせください。

病院のホームページに掲載されている場合もあります。健診機関に用意がない場合は、健診機関と調整のうえ、任意の様式にてご対応ください。

健診対象者一覧に名前がありません

健診対象者一覧は、令和4年1月上旬時点の資格情報に基づいて抽出したものになります。名前が載っていない場合でも、下記の2点にいずれも該当する方は、生活習慣病予防健診の補助を受けることができます。

①そのかたは、被保険者ですか？

生活習慣病予防健診は被保険者を対象にしているため、被扶養者（ご家族）の名前は載りません。

②そのかたは、補助の対象年齢ですか？

生活習慣病予防健診は、補助を受けられる対象年齢が決まっております。

詳細につきましては、同封の『生活習慣病予防健診のご案内』をご覧ください。

最新の健診対象者一覧をダウンロードできます！

◆協会けんぽのホームページより、『情報提供サービス』をご利用いただけます。

◆健診対象者一覧を CSV データでダウンロードすることができ、それを加工（必要な情報の入力や、不要な情報を削除）することで、健診機関への予約申込用データとしても活用することができます。利用方法は、情報提供サービスのマニュアル（付録）に掲載しています。

◆情報提供サービスを利用するには、あらかじめ協会けんぽホームページより申請が必要です。詳細につきましては、協会けんぽホームページをご覧ください。

※作成した一覧を協会けんぽへ提出する必要はありません。

事業所ご担当者さまへ

そもそも従業員の健診って、なにをどうしたら…?



健診の種類いろいろ

1 定期健康診断(労働安全衛生法)を受診する

協会けんぽでは定期健康診断は扱っておりません。詳細は労働基準監督署にお問い合わせください。

2 個別に人間ドックを受診する

協会けんぽ独自の人間ドックはありません。希望する健診機関へ直接お問い合わせください。

3 協会けんぽの補助を使って、生活習慣病予防健診を受診する

下記の受診の流れに沿って、ぜひご受診ください。

～受診の流れ～

- 1 受診を希望する生活習慣病予防健診実施機関に予約する
例)「協会けんぽの生活習慣病予防健診の予約をお願いします」
- 2 健診実施機関から、問診票と検査キットが届く
- 3 健診当日は、保険証を必ずお持ちください
- 4 健診実施機関から、健診結果が届く

よくあるお問い合わせ

Q 受診券を持っていませんが。

A 受診券はございません。

協会けんぽの被保険者様を対象とした生活習慣病予防健診に、受診券はございません。その代わりとして、保険証の情報をお伝えいただくことで受診資格の確認をいたします。
※受診券が必要となるのは、40歳～74歳の扶養家族を対象とした特定健診です。
扶養家族のかたには、4月上旬に特定健康診査受診券と「特定健診のご案内」をお送りしています。(郵便事情等により配達できなかった受診券は事業所あてに再送付しますので、お手数ですが被保険者様からお渡しくださるようお願いいたします。)

Q バリウム検査を受けたくないのですが。

A 胃の検査は必須です。胃内視鏡検査に変更することは可能です。

生活習慣病予防健診における検査項目を、受診者の都合によりキャンセルすることはできません。体調不良等の理由で受けられない検査がある場合は、健診機関(医師)へご相談ください。なお、体質的な問題によりバリウム検査を受けることが困難な場合は、バリウム検査に替えて胃内視鏡検査を実施している健診機関もございます。詳しくは、お申し込みされる健診機関にご相談ください。